

議案第 5 号

大口町職員の給与に関する条例の一部改正について

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 4 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、勤勉手当に係る評価期間を見直すことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の給与に関する条例（昭和３６年大口村条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項中「基準日以前６か月以内の期間」を「基準日の前年度」に改める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(勤勉手当) 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第20項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>基準日の前年度</u>におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2～5 略	(勤勉手当) 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第20項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>基準日以前6か月以内の期間</u>におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2～5 略